

第**210**期

定時株主総会 招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス



2024年6月27日（木曜日）
午前10時



高知市南はりまや町一丁目1番1号
四国銀行 本店5階 大会議室

*議決権につきましては、書面またはインターネット等による事前行使にご協力いただきますようお願い申し上げます。

*お土産の配布につきましては取りやめさせていただいております。

*株主優待品の送付方法一部変更について
100株以上1,000株未満の株式を1年以上継続して保有されている株主さまへの株主優待品につきましては、株主総会終了後、発送予定の決議通知に同封いたします。

株主さまへの到着が例年より遅れますことを、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

書面（郵送）または
インターネットによる

議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで



招集ご通知につきまして

招集ご通知の全文は当行ウェブサイトに掲載しております。

書面交付請求された株主さまには、法令及び定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。

 **四国銀行**

証券コード：8387

(証券コード8387)
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日2024年5月29日)

株 主 各 位

高知市南はりまや町一丁目1番1号

株式会社 四 国 銀 行

取締役頭取 小林達司

第210期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第210期定時株主総会を下記により開催いたしますので、通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.shikokubank.co.jp/profile/stockholder/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当行名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださ
いまして、「議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、**2024年6月26日(水曜日)午後5時30分まで**
に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月27日(木曜日) 午前10時 (受付開始時刻：午前9時)
2. 場 所	高知市南はりまや町一丁目1番1号 当行本店 5階 大会議室
3. 目的事項	報告事項 1. 第210期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 2. 第210期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 会社提案 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 株主提案 第4号議案 定款一部変更の件 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)解任の件 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)解任の件 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)解任の件 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)解任の件

第4号議案から第8号議案は株主からの提案となっておりますが、取締役会としてはこの議案に反対しております。

なお、議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令及び当行定款第17条の規定に基づき、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては記載しておりません。したがって、当該書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

書面またはインターネット等による事前行使にご協力いただきますようお願い申し上げます。

事前に議決権を行使いただく場合

■ 書面による議決権行使

議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
詳しくは下記をご覧ください。

■ インターネットによる議決権行使

議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分受付分まで



詳細は
5頁から6頁を
ご覧ください。

当行指定の議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただき、行使
期限までに賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

株主総会にご出席 いただく場合

株主総会開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時



ご入場の際は、同封の議決権
行使書用紙を会場受付にご提出く
ださい。

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数	個																				
株式会社四国銀行 御中																								
私は、2024年6月27日開催の株式会社四国銀行第210期定時株主総会（その継続会または追加会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。																								
2024年6月 日																								
各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いたします。 株式会社四国銀行																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">会社提案</th> </tr> <tr> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案 （下の候補） （優待あり）</th> <th>第3号議案 （下の候補） （優待あり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					会社提案			第1号議案	第2号議案 （下の候補） （優待あり）	第3号議案 （下の候補） （優待あり）	○	○	○	○	○	○								
会社提案																								
第1号議案	第2号議案 （下の候補） （優待あり）	第3号議案 （下の候補） （優待あり）																						
○	○	○																						
○	○	○																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">株主提案</th> </tr> <tr> <th>第4号議案</th> <th>第5号議案</th> <th>第6号議案</th> <th>第7号議案</th> <th>第8号議案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					株主提案					第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株主提案																								
第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案																				
○	○	○	○	○																				
○	○	○	○	○																				
<p>ご注意 当行取締役会は、「株主提案」について反対しております。 「株主提案」第4号議案から第8号議案）について、 ・ 当行取締役会意見に賛成の場合 : 「○」 ・ 株主提案に賛成の場合 : 「賛」 に、○印でご表示ください。</p>																								
<p>お願い 1. 事前に次のいずれかの方法により、議決権を行使いただきますようご協力をお願い申し上げます。 (1) 書面による議決権の行使 この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水）午後5時30分までに到着するようご返送ください。 (2) 電磁的方法（インターネット）による議決権の行使 このQRコードをスマートフォンで読み取るか、英語記載のウェブサイトアクセスし、2024年6月26日（水）午後5時30分までに議決権を行使ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。 2. 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、招集ご通知に添付の「株主総会参考資料」に記載の当議決権行使者の番号をご記入ください。 3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はなりのりやO印などご記入ください。 4. 株主総会にご出席の際は、この部分を切り離さずにご会場受付へご提出ください。</p>																								
<p>スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード</p>																								

こちらの赤枠内に、
各議案の賛否をご表示ください。

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案から第8号議案は一部の株主からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当行取締役会の意見に
賛成いただける場合

会 社 提 案				
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)		
賛	賛	賛		
否	否	否		

株 主 提 案				
第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否

会社提案・当行取締役会の意見に
反対される場合

会 社 提 案				
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)		
賛	賛	賛		
否	否	否		

株 主 提 案				
第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否



右記のように賛成、反対の両方に○
を付けた場合には**無効**となります。

会 社 提 案				
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)		
賛	賛	賛		
否	否	否		

次ページのインターネットにより議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する右記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時30分受付分まで

ご注意事項

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネットです複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 株主さまのインターネット利用環境や、ご利用の端末機種などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ④ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

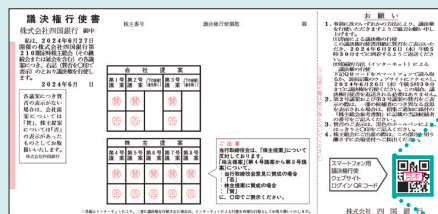
機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

アクセス手順について

「スマート行使」による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

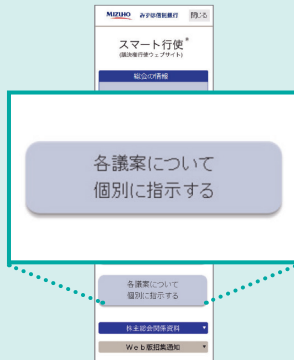
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



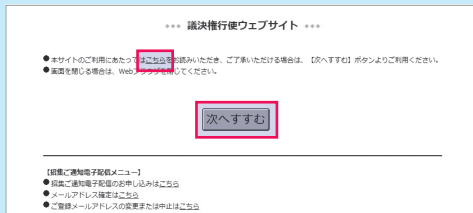
2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみとなります。

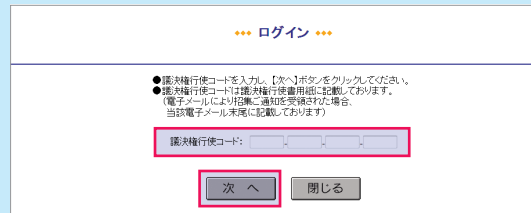
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」で再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移します。

2 「次へすすむ」をクリック



画面内の「こちら」のリンクをクリックし、「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

3 ログイン



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片裏面に記載されております。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第210期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告

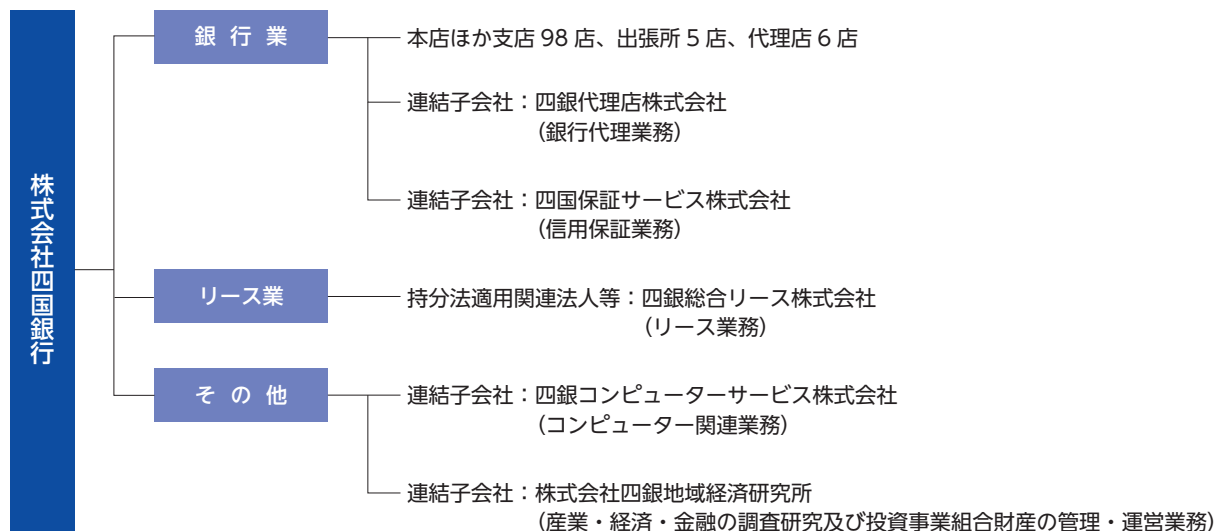
1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び子会社等の計6社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しております。

主要な事業を系統図によって示すと次のとおりであります。



② 金融経済環境

2023年度のわが国経済は、個人消費や輸出に足踏み感があつたものの、雇用情勢に改善の動きがみられました。また設備投資においても持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかに回復しました。

当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましては、生産に弱含みの動きがみられたものの、設備投資は堅調に推移し、雇用情勢や個人消費も緩やかに回復するなど全体として景気は緩やかに持ち直しました。

金融情勢につきましては、円相場は、期首の1米ドル132円台から、日米金利差の拡大などから151円台まで円安が進行しました。その後、141円台まで円高となる場面もありましたが、再度円安基調となり、3月には日本銀行がマイナス金利政策の解除等を決定したものの、金融緩和を当面維持する方針を示したことなどから期末は151円台となりました。日経平均株価は、期首の2万8千円台から、日本の脱デフレや企業改革への期待を背景とした海外投資家による積極的な買いが続いたことなどにより、約34年ぶりに過去最高値を更新する3万9千円台まで上昇し、期末には4万円台となりました。長期金利は、期首の0.3%台から日本銀行による金融緩和政策修正への思惑が交錯し、0.9%まで上昇した後、0.5%台まで低下する動きとなりました。期末には、日本銀行の金融政策変更を受け、0.7%台となりました。

③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

このような金融経済情勢のもと当行は、2023年度より、新たな10年ビジョン「地域と産業を牽引するベスト&リライアブルカンパニー」の実現に向けた変革の第1歩として、期間3年の中期経営計画をスタートさせ、掲げた各施策を着実に実施することで、企業価値の向上に努めてまいりました。

(お客さまへの取組み)

新型コロナウイルスが5類感染症に移行されたことを契機に、経済活動の正常化が進む一方で、原材料・エネルギー価格の高騰や円安、人手不足等、お客さまの経営課題も多様化する中、お客さま起点に立った活動を徹底しました。

法人のお客さまに対しましては、営業店と本部が連携し、資金繰り支援や経営改善支援に取り組むとともに、人財やDXに関するサービスの提供等を通じてお客さまの成長支援に積極的に取り組みました。

個人のお客さまに対しましては、大和証券との包括的業務提携にあわせて新設したファイナンシャルアドバイザー部と営業店が一体となって、お客さまに対してきめ細やかな資産運用・資産形成のアドバイスを行いました。

(非対面への取組み)

住所変更等の手続きが四国銀行アプリやインターネットバンキングを通じて受付・完結できる「諸届Web受付サービス」を導入しました。また、ご来店前に当行ホームページ上で入金伝票等を作成できる「伝票作成Webサービス」を導入するなど、お客さまの利便性向上を図りました。

(地方創生への取組み)

地域活性化に資するスタートアップ事業への投資等を通じて地域の成長・発展に貢献するため、子会社の四銀地域経済研究所とともに総額10億円の「しぎん地域活性化2号ファンド」を組成しました。

また、高知工科大学が新設するデータ&イノベーション学群と連携し、新事業進出等を検討しているお客さまに対して新たなビジネスモデルの構築につながる支援を行う「未来創造プロジェクト」を立ち上げました。

四国アライアンスにおきましては、コロナ禍では開催できなかった対面での商談会を再開するとともに、ビジネスプランコンテストの開催等、四国創生に資する活動に取り組みました。また、子ども食堂等を支援するフードバンクへ食品寄贈を行うフードドライブや、清掃活動とジョギングを組み合わせたプロギングに参加するなど、社会貢献活動にも取り組みました。

※四国アライアンス：四国銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行の4行による四国創生に向けた包括連携

幡多信用金庫との業務提携におきましては、金融教育の普及に向けた出前授業の共同開催や、行職員の成長及び人財交流を目的とした研修の共同開催等を実施しました。

(人財開発およびウェルビーイング実現に向けた取組み)

人財開発に関しましては、昨年4月に、性別や年齢等に関わらず、その個性と能力を十分に発揮し、やりがい・働きがいを感じながら活躍できる環境を整えることを目的に、人事制度を改定しました。人事制度改定とともに人財開発・育成プログラムを改定し、行員の学ぶ意欲を後押しする態勢を整備した結果、研修の受講者数や資格検定試験の合格者数はともに増加しました。

ウェルビーイング実現に向けた取組みにつきましては、当行全体および各職場の組織状態を可視化する「エンゲージメントサーベイ」を初めて実施しました。

また、不妊治療と仕事の両立をしやすい職場環境に向けた取組みが評価され、厚生労働大臣より高知県内企業で初めて「プラチナくるみんプラス」の認定を受けました。さらに、ビジネスネームの導入や、各種検診の受診促進に向けてウエルネス休暇を導入するなど、従業員がやりがい・働きがいを感じ、活躍できる環境の実現に向けた諸施策を実施しました。

(サステナビリティへの取組み)

「サステナビリティ方針」に基づき、水力発電によるCO₂フリー電気の受給契約対象店舗を増やす取組みなどを通じて、2050年度のカーボンニュートラルの実現とともに、2030年までにCO₂排出量を2013年度比で50%削減する目標に取り組んでいます。

また、お客さまのサステナビリティに対する取組みを金融面から支援するため、サステナブルファイナンスの推進目標（3,000億円、2030年12月末まで）を掲げ、初年度である2023年度は718億円を実行することができました。

<主要勘定・損益>

預金につきましては、法人預金は増加しましたが、個人預金と地方公共団体預金の減少により前連結会計年度末比44億円減少の2兆9,977億円となりました。また、譲渡性預金を含めた預金等につきましては、前連結会計年度末比479億円減少の3兆400億円となりました。

貸出金につきましては、事業性貸出金の増加等により、前連結会計年度末比1,062億円増加の2兆857億円となりました。

有価証券につきましては、ポートフォリオ改善のために外国証券等を売却する一方で、運用を強化し投資信託を中心に投資しました結果、前連結会計年度末比1,030億円増加の9,122億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、貸出金利息は増加しましたが、国債等債券売却益の減少等により、前連結会計年度比82億9百万円減少し524億86百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損や国債等債券償還損の減少等により、前連結会計年度比96億25百万円減少し431億66百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比14億16百万円増加の93億19百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、同17億36百万円増加の72億85百万円となりました。

<資本政策>

株主還元については、1株当たり35円の安定配当を維持しつつ、経済情勢や財務状況、業績見通し等を勘案した柔軟な株主還元をしていくことを基本方針としています。

当連結会計年度の配当は、業績等を踏まえ、中間配当は17円50銭（実施済み）、期末配当22円50銭の1株当たり年間40円となる予定です。

④ 対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化という社会構造問題に加え、デジタル化の進展、さらにはマイナス金利政策の解除や円安などにより大きく変化しております。

こうした経営環境の中、当行は、地域に根ざした金融機関として、昨年4月にスタートした中期経営計画で掲げる諸施策を推し進め、「地域と産業を牽引するベスト&リアルiable カンパニー」の実現に向けて着実に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

中期経営計画の中間年度である2024年度は、お客さまに寄り添い、お客さまの課題解決を起点とした営業スタイルへの転換を図るとともに、大和証券との包括的業務提携を通じて、多様化するお客さまの資産形成・運用ニーズに対応する最適なお提案を行ってまいります。

また、ファンドを通じた資金供給等により地域と産業の成長を後押しするほか、従業員のウェルビーイングの実現に向けた環境整備を進めてまいります。

そして、こうした一連の取組みを推し進めることで、当行の持続的な経営基盤の確立につながる好循環を目指してまいります。

私ども四国銀行グループは、役職員一丸となって「地域と産業を牽引するベスト&リアルiable カンパニー」の実現を目指し、邁進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	41,502	43,527	60,695	52,486
経常利益	9,482	10,948	7,903	9,319
親会社株主に帰属する当期純利益	6,641	7,945	5,549	7,285
包括利益	22,508	△2,506	△2,922	19,700
純資産額	158,537	154,622	149,959	168,229
総資産	3,330,943	3,632,696	3,324,626	3,309,612

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	2,848,971	2,995,140	3,003,989	2,999,784
定期性預金	1,045,799	1,043,306	995,975	924,538
その他	1,803,171	1,951,833	2,008,014	2,075,245
貸 出 金	1,876,629	1,911,893	1,979,205	2,085,462
個人向け	358,622	361,389	368,299	380,295
中小企業向け	971,104	1,005,953	1,051,560	1,138,710
その他	546,901	544,551	559,345	566,456
商 品 有 価 証 券	8	9	26	—
有 価 証 券	962,585	941,385	804,704	907,791
国 債	145,023	112,749	112,266	116,336
その他	817,562	828,635	692,438	791,455
社 債	—	—	—	—
総 資 産	3,326,734	3,627,523	3,318,702	3,299,695
内 国 為 替 取 扱 高	14,461,525	14,858,174	14,969,455	15,459,754
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 3,690	百万ドル 4,536	百万ドル 5,213	百万ドル 4,858
経 常 利 益	9,169	10,493	7,715	8,855
当 期 純 利 益	6,525	7,711	5,545	7,045
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 153 60	円 銭 184 89	円 銭 132 79	円 銭 168 51
信 託 財 産	51	44	44	37
信 託 報 酬	0	0	0	0

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀 行 業	その他の事業
使 用 人 数	1,227人	36人

注. 使用人数は就業者数であり、執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員は含めておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社四国銀行

高知県内：本店営業部ほか57店

徳島県内：徳島営業部ほか22店

香川県内：高松支店ほか6店

愛媛県内：松山支店ほか5店

本州地区：東京支店ほか9店

四国保証サービス株式会社：高知本社

四銀代理店株式会社：高知本社

ロ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
四銀代理店株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	—

注. 四銀代理店株式会社は、東津野代理店、美良布代理店、大栃代理店、大田口代理店、久礼代理店、宇佐代理店の業務運営を行っております。

ハ 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社大和ネクスト銀行

ニ その他の事業

四銀コンピューターサービス株式会社：高知本社

株式会社四銀地域経済研究所：高知本社

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	2,075
合計	2,075

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	事務機械やソフトウェアへの投資	1,532
合計	—	1,532

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
四銀代理店株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	銀行代理業務	百万円 20	% 100.00	—
四国保証サービス株式会社	高知市菜園場町1番21号	信用保証業務	百万円 50	% 100.00	—
四銀コンピューターサービス株式会社	高知県南国市蛸が丘二丁目1番地	コンピューター 関連業務	百万円 20	% 60.00	—
株式会社四銀地域 経済研究所	高知市菜園場町1番21号	産業・経済・金融の調査 研究及び投資事業 組合財産の管理・運 営業務	百万円 10	% 52.50	—
四銀総合リース 株式会社	高知市菜園場町1番21号	リース業務	百万円 50	% 25.37	—

注. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

- ④ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との提携により、現金自動設備を相互開放し、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携「四国アライアンス」を締結しております。
- ⑥ 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。
- ⑦ 大和証券株式会社との間で、金融商品仲介業務に係る包括的業務提携を締結しております。
- ⑧ 幡多信用金庫との間で、地域・お客さまの持続的な成長・発展に貢献することを目的とした「持続可能な地域の実現に向けた業務提携契約」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

当行は、2023年5月8日に、大和証券株式会社との間で、当行の登録金融機関業務に係る顧客の証券総合口座に関する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山元文明	(代表取締役) 取締役会長	公益社団法人高知法人会 会長 一般社団法人高知県法人 会連合会 会長	—
小林達司	(代表取締役) 取締役頭取	一般社団法人高知県銀行 協会 会長	—
須賀昌彦	常務取締役	—	—
橋谷正人	常務取締役	—	—
白石功	常務取締役	—	—
濱田博之	取締役営業統括部長	—	—
伊東瑞文	取締役徳島営業本部長	—	—
常光憲	取締役本店営業部長	—	—
尾崎嘉則	取締役(社外取締役)	—	注1
熊沢慎一郎	取締役監査等委員	—	注2
濱田正博	取締役監査等委員(社外取締役)	—	注1
稲田知江子	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士 (ひいらぎ法律事務所)	注1
金本康	取締役監査等委員(社外取締役)	税理士 (金本康税理士事務所)	注1、注3
酒井俊和	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士(弁護士法人 キャストグローバル)	注1

注1. 尾崎嘉則、濱田正博、稲田知江子、金本康及び酒井俊和の5氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

2. 熊沢慎一郎氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員に共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 監査等委員金本康氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ・当該方針の決定方法

取締役の個人別報酬等の内容について、次の内容とすることを取締役会において決定しております。

- ・当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、業績連動型の譲渡制限付株式報酬を含む体系としております。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、役位及び前年度の業績等に応じて取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、役位別に定めた固定報酬と業績連動型の譲渡制限付株式報酬で構成されております。譲渡制限付株式報酬につきましては、役位別固定部分と役位別変動部分で構成されており、役位別変動部分は前年度の当行単体の当期純利益の目標値と実績値の乖離率に応じて変動することとしております。この当期純利益は、総合的な収益力を表す指標であり、中期経営計画における財務目標として毎年設定することから、業績連動に係る指標として選択しております。また、この譲渡制限付株式報酬の固定報酬に対する支給割合は12%～22%としております。

役位別に定めた固定報酬は、毎月支給しております。また、業績連動型の譲渡制限付株式報酬は、各事業年度につき、前事業年度に関する定時株主総会終結後から当該事業

年度に関する定時株主総会終結時までの期間の職務執行の対価として、原則として前事業年度に関する定時株主総会終結時から1カ月が経過する日までの間に取締役会を開催し、その決議に基づき、法定の期間を経て速やかに支給しております。なお、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の支給日は2023年8月8日であります。

当事業年度の実行役員（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等につきましては、2018年4月から6月にかけて開催したガバナンス委員会の協議を経て、2018年6月26日開催の実行役員会において決定した報酬体系に基づき、支給しました。なお、この報酬体系は、2022年5月23日及び2023年5月22日開催のガバナンス委員会において適切性を検証し、その結果を2022年6月27日及び2023年6月26日開催の実行役員会に報告しております。

また、業績連動型の譲渡制限付株式報酬につきましては、報酬体系に定められた内容に基づく具体的な支給額を2022年7月25日及び2023年7月24日の実行役員会において決定しました。監査等委員である実行役員の報酬等につきましては、2022年6月29日及び2023年6月29日開催の監査等委員会において監査等委員である実行役員の協議により決定しました。

- ・当該事業年度に係る実行役員（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

実行役員（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、毎年ガバナンス委員会において2018年6月に決定した報酬体系の適切性の検証を行っているため、取締役会もその検証結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動報酬等
取締役（監査等委員であるものを除く。）	10人	182	147	35
取 締 役（監 査 等 委 員）	5人	42	42	—
計	15人	224	189	35

注1. 支給人数及び報酬等には、当事業年度中に退任した取締役を含んでおり、支給人数はのべ人数を記載しております。

2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等には、使用人分報酬等47百万円（うち賞与11百万円）が含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は全て非金銭報酬等であり、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額であります。
4. 譲渡制限付株式報酬については、①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであり、業績連動に係る指標となった当期純利益の推移は1（2）口、当行の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
5. 株主総会で定められた報酬等限度額は以下のとおりであります。

2018年6月26日開催の定時株主総会において決議された、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬等限度額は年額216百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）（同定時株主総会終結時の員数は7名（うち社外取締役1名））、別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額70百万円以内（同定時株主総会終結時の員数は6名）、監査等委員である取締役に対する報酬等限度額は年額70百万円以内（同定時株主総会終結時の員数は6名）であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
尾 崎 嘉 則	当行は社外取締役及び取締役監査等委員との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
熊 沢 慎一郎	
濱 田 正 博	
稲 田 知江子	
金 本 康	
酒 井 俊 和	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当行取締役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当行が負担しております。ただし、犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としているほか、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
稲田 知江子	弁護士（ひいらぎ法律事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
金本 康	税理士（金本康税理士事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
酒井 俊和	弁護士（弁護士法人キャストグローバル） 当行と同法人との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
尾崎 嘉則	8年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	企業経営者としての経営に関する幅広い知識と経験に基づく視点から監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
濱田 正博	8年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
稲田 知江子	6年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	弁護士としての豊富な専門知識と実務経験に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
金本 康	3年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	税理士としての豊富な専門知識と実務経験に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
酒井 俊和	3年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	弁護士としての豊富な専門知識と実務経験に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。

注. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当行定款第28条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	30 (うち報酬以外 一)	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株
 発行済株式の総数 42,900千株
 (自己株式1,069千株を含む)

(2) 当年度末株主数 26,856名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,351 千株	8.01 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,393	5.72
明治安田生命保険相互会社	1,815	4.33
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1,172	2.80
日亜化学工業株式会社	988	2.36
四国銀行従業員持株会	949	2.26
損害保険ジャパン株式会社	554	1.32
日本生命保険相互会社	539	1.29
宮本 雅史	514	1.23
四銀総合リース株式会社	471	1.12

注1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（1,069,569株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	8人	普通株式 39,300株
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第1回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2012年8月8日	
	③新株予約権の数	209個	
	④目的となる株式の種類及び数	4,180株	
	⑤新株予約権の行使期間	2012年8月9日から 2042年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第2回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2013年8月6日	
	③新株予約権の数	166個	
	④目的となる株式の種類及び数	3,320株	
	⑤新株予約権の行使期間	2013年8月7日から 2043年8月6日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第3回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2014年8月12日	
	③新株予約権の数	232個	
	④目的となる株式の種類及び数	4,640株	
	⑤新株予約権の行使期間	2014年8月13日から 2044年8月12日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を 有する者の人数
取締役(監査等 委員であるもの 及び社外取締役 を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第4回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2015年8月11日	
	③新株予約権の数	225個	
	④目的となる株式の種類及び数	4,500株	
	⑤新株予約権の行使期間	2015年8月12日から 2045年8月11日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
取締役(監査等 委員であるもの 及び社外取締役 を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第5回新株予約権	2人
	②新株予約権の割当日	2016年8月9日	
	③新株予約権の数	584個	
	④目的となる株式の種類及び数	11,680株	
	⑤新株予約権の行使期間	2016年8月10日から 2046年8月9日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
取締役(監査等 委員であるもの 及び社外取締役 を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第6回新株予約権	2人
	②新株予約権の割当日	2017年8月8日	
	③新株予約権の数	386個	
	④目的となる株式の種類及び数	7,720株	
	⑤新株予約権の行使期間	2017年8月9日から 2047年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
社外取締役(監 査等委員である ものを除く。)	—	—	—
監査等委員であ る取締役	—	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 大村真敏	65	注2、注3
指定有限責任社員 刀禰哲朗		

注1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

2. 報酬等には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の報酬等として、内部統制報告制度改訂に係る支援業務及びオペレーショナル・リスク対応に係る助言・支援業務が含まれております。

3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算定根拠等について説明を受け、適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は65百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人がその職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると監査等委員会が判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保する体制>

当行は、取締役会における決議により、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じることで、内部統制システムの実効性の向上に努めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、法令、定款、行内諸規程及び企業倫理に従った行動をとるための行動規範等を定める。
 - ② コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括する部門を設置し、遵守状況等の点検、指導、教育を行う。また、内部監査部門は、コンプライアンス統括部門と連携の上、コンプライアンス体制の整備状況と有効性を監査する。これらの活動は、定期的に取り締役に報告する。
 - ③ 法令、定款等に違反する行為を発見した場合の相談・通報体制として内部通報体制を構築する。この体制には、相談・通報者がいかなる不利益な扱いも受けないことを保証することを含む。
 - ④ 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、組織全体としての対応体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報は、保存場所、保存期限等、その取り扱いを定める行内規程に従い、体系的かつ確実に保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。
 - ② 保存・保管された情報は、取締役の求めに応じて、いつでも閲覧可能とする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理に関する基本方針を定めた行内規程に基づき統合的リスク管理部門を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとにリスク管理部門を定めて当該リスクを管理する。
 - ② 統合的リスク管理部門及びリスクカテゴリーごとのリスク管理部門は、リスク管理に関する行内規程について整備・見直しを図る。
 - ③ リスクの保有状況・管理態勢の定期的な把握と適切な対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。

- ④ リスク管理態勢の有効性・適切性を検証する内部監査部門を設置し、そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会に報告する。また、内部監査部門は頭取の直轄とするなど、他の部門から独立して機能が十分発揮できるよう態勢を構築する。
- ⑤ 災害等で銀行の機能が重大な損害を被り、業務の遂行が困難になった場合の緊急措置及び行動基準を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開を図るため、危機管理計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントは、取締役会が策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づき、業務分掌に定める各部署が経営計画の達成に向けた具体的な行動計画を策定し、推進する。
- ② 経営計画の進捗管理と対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- ③ 業務執行のマネジメントでは、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項は全て取締役会に付議することを遵守するほか、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとる。
- ④ 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行及びグループ会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、常に連携を密にし、業務の適正を確保して効率的かつ健全に発展することを、業務運営の基本とする。
- ② グループ会社におけるコンプライアンスやリスク管理を横断的に推進・支援するための、当行におけるグループ会社の管理体制及び重要な業務運営についての事前協議・定例報告事項等を定めたグループの統括規程を制定し、グループ会社の業務の適正を確保する体制を構築する。
- ③ 当行は、グループ会社において、その規模・業態等に応じて、当行に準じたリスク管理体制を構築させるものとし、当行が設置する委員会において、グループ会社におけるリスクの保有状況・管理体制の定期的な把握と対応策について審議する。
- ④ 当行の役付取締役、常勤監査等委員及び所管部長はグループ会社の取締役、監査役に就任し、業務の執行状況を監視・監督する。
- ⑤ 当行の内部監査部門は、当行及びグループ会社の内部監査を実施する。そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく当行の常務会、監査等委員会及び取締役会に報告する。
- ⑥ グループ会社における法令、定款等に違反する行為の早期発見のため、当行が定める内部通報体制は、グループ会社にも適用する。
- ⑦ 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
 - ① 監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、専任の使用人を置く。
 - ② 前記の使用人は、監査等委員会の事務局を担う。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、処分等は、監査等委員会の意見を徴する。
 - ② 前記の使用人は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮・命令下で職務を遂行する。
- (8) 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人による当行の監査等委員会への報告に関する体制及び当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、法令に定める事項のほか、行内諸規程に従い、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、グループ会社の重要な経営・業務執行その他重要な業務執行等について、当行の監査等委員会に報告を行う。
 - ② 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、当行の監査等委員会の定めるところに従い、当行の監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。当行の監査等委員会は、職責を全うするための体制の確保において、監査等委員会規程及び報告・情報提供事項を定めた監査等委員会監査等基準に定める権利を行使できる。
 - ③ 当行は、内部通報制度による相談・通報を行った当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人が、当該相談・通報を行ったことによりいかなる不利益な扱いも受けないことを保証する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当行は速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員は、常務会等の主要な会議に出席し、出席者との意見交換や情報の収集を行うことができる。

- ② 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査等委員会との相互認識を深めるよう努める。
- ③ 監査等委員会が定めた報告・情報提供事項は、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が直ちに検索可能とする体制を構築し、全行に周知・徹底を行う。
- ④ 内部監査部門である監査部は、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の充実・強化に努める。
- ⑤ 監査部長の任命・異動については監査等委員会の事前同意を要する。
- ⑥ 監査等委員会は、監査に必要があるときは、独自に弁護士、公認会計士等の専門家と契約を行うことができる。

<業務の適正を確保する体制の運用状況の概要>

当行では、内部統制システムの整備について、各業務の所管部が連携して定例的に点検を行い、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第210期）における運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

- ① 定例取締役会を12回、臨時取締役会を3回（このほか取締役会の決議があったものとみなす書面決議1回）開催し、法令または定款で定められた経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会において決定すべきとされる事項を除く日常の職務執行に際しては、権限の委譲を行い、職務決裁権限規定、業務分掌規定等に則り、職務を執行しております。

(2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス・プログラムを取締役会より委任を受けた常務会で定め、月1回開催するリスク管理委員会で進捗状況をモニタリングするとともに、反社会的勢力との関係遮断などについて審議を行い、その内容については、取締役会に報告しております。
- ② コンプライアンスの啓発を推進するため、各種勉強会を開催しております。また、内部通報制度の整備・強化に努め、制度の内容を含めて、全行に周知・徹底を図っております。

(3) リスク管理体制

- ① リスク管理を適切に行うため、各種の管理規定の整備・見直しに努め、その内容については、全行に周知・徹底を図っております。

- ② 業務運営に内在するリスクについては、リスク統括部門が想定されるリスク分析を行い、月1回開催するALM委員会（収益とリスクを統合的に管理し、安定的な収益確保を目的として設置）で審議のうえ、取締役会に報告しております。

(4) グループ会社の管理体制

- ① グループ会社5社に対して、当行のリスク統括部門がリスクの保有状況や管理態勢について確認を行うとともに、内部監査部門が総合監査を実施し、その内容を当行の常務会等に報告しております。
- ② グループ会社の業務執行状況については、当行の取締役会に4回報告しております。

(5) 監査等委員の職務執行

- ① 監査等委員は、取締役会のほか、ALM委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、コンプライアンスや重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要書類の監査を行っております。
- ② 代表取締役との間で4回の会合を開催し、当行の課題、監査上の重要な課題等について意見交換を行うとともに、三様監査会議（監査等委員、監査部、会計監査人）を3回、内部監査部門との会合を12回開催し、情報交換や意見交換を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当ありません。

(2) 補償契約

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第210期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	217,360	預当座	2,999,784
預金	37,283	普通預金	209,884
預け金	180,076	預蓄金	1,755,404
債権	11,808	定期預金	46,687
借入金	2,906	短期預金	1,174
債権の証券	907,791	長期預金	914,616
国債	116,336	積立預金	9,922
地方債	245,695	他の預金	62,093
債券	156,290	譲渡性預金	44,314
株式	47,509	借入	69
証券	341,959	国内借入	66,380
形付証券	2,085,462	外国借入	66,380
付替手形	5,883	未払外税	46
越前付替	49,999	未払外税	17
預替	1,836,611	未払外税	28
為替預替	192,967	未払法人税	17,710
為替預替	9,647	未払法人税	622
為替預替	9,569	未払法人税	1,018
為替預替	77	未払法人税	1,054
為替預替	34,407	未払法人税	0
為替預替	328	未払法人税	4,877
為替預替	2,221	未払法人税	838
為替預替	16	未払法人税	118
為替預替	2,734	未払法人税	140
為替預替	1,405	未払法人税	9,039
為替預替	15,000	未払法人税	299
為替預替	12,700	未払法人税	4,450
為替預替	33,976	未払法人税	4,128
為替預替	10,186	未払法人税	4,396
為替預替	22,130	未払法人税	3,141,580
為替預替	108		
為替預替	1,552	純資産の部	25,000
為替預替	2,219	資本	6,565
為替預替	2,185	資本	6,563
為替預替	33	資本	2
為替預替	4,318	利益	106,609
為替預替	4,396	利益	18,436
為替預替	△ 14,600	利益	88,172
		利益	75,000
		利益	13,172
		利益	△ 978
		利益	137,196
		利益	12,645
		利益	△ 376
		利益	8,610
		利益	20,879
		利益	40
		利益	158,115
資産の部合計	3,299,695	負債及び純資産の部合計	3,299,695

第210期 (2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額		
経常収益 金運取用益 貸有コ預そ 信役受そそ 経常金運取用益 預讓コ債借金そ 役支そそ 外商国国 営そ 経特特 税法法法当	出証ル他託取 入の債融の 却式の他 常金調 渡一ル借マ 券貸用スワ 利の務他取 払のの他 国品債債 債債債債 業他引 倒式の他 銭の常別 固定別 固減引前 人税人税 人税人税 期純	息金利息息 当利利息息 利配ン利入 受報等 引替 業債生 債等 調金性 借マ 取金 引支 プ支等 替務 引替 業債 債債債 債債債 業他引 等信の 利 利 利 純 及 等 等	34,391 23,835 10,280 55 137 83 0 8,951 1,797 7,154 5,169 5,063 106 3,899 90 3,218 589 1,282 701 6 61 104 71 336 △ 0 2,822 179 2,643 15,807 5,050 0 8,414 1,646 695 22,904 740 217 247 109 25 140 63 30 63 1,363 415	52,413 43,557 8,855 63 94 8,824 1,778 7,045

第210期末 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	217,360	預 金	2,997,742
買入金銭債権	11,808	譲渡性預金	42,314
金銭の信託	2,906	債券貸借取引受入担保金	69
有価証券	912,223	借 用 金	66,380
貸出金	2,085,795	外 国 為 替	46
外国為替	9,647	そ の 他 負 債	19,743
その他の資産	34,414	退職給付に係る負債	77
有形固定資産	34,118	役員退職慰労引当金	7
建物	10,270	睡眠預金払戻損失引当金	299
土地	22,186	繰延税金負債	6,176
リース資産	108	再評価に係る繰延税金負債	4,128
その他の有形固定資産	1,553	支 払 承 諾	4,396
無形固定資産	2,222	負 債 の 部 合 計	3,141,382
ソフトウェア	2,187	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	35	資 本 金	25,000
退職給付に係る資産	9,884	資 本 剰 余 金	9,702
繰延税金資産	19	利 益 剰 余 金	109,636
支払承諾見返	4,396	自 己 株 式	△ 1,369
貸倒引当金	△ 15,186	株 主 資 本 合 計	142,968
		その他有価証券評価差額金	12,975
		繰延ヘッジ損益	△ 376
		土地再評価差額金	8,610
		退職給付に係る調整累計額	3,871
		その他の包括利益累計額合計	25,079
		新 株 予 約 権	40
		非 支 配 株 主 持 分	140
		純 資 産 の 部 合 計	168,229
資 産 の 部 合 計	3,309,612	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,309,612

第210期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		52,486
資金運用収益	34,123	
貸出金利息	23,845	
有価証券利息配当金	10,001	
コールローン利息及び買入手形利息	55	
預け金利息	137	
その他の受入利息	83	
信託報酬	0	
役務取引等収益	9,199	
その他の業務収益	5,169	
その他の経常収益	3,992	
償却債権取立益	91	
その他の経常収益	3,901	
経常費用		43,166
資金調達費用	1,282	
預金利息	701	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	61	
債券貸借取引支払利息	104	
借入金利息	71	
その他の支払利息	336	
役務取引等費用	2,307	
その他の業務費用	15,807	
営業経費用	23,025	
その他の経常費用	743	
貸倒引当金繰入額	191	
その他の経常費用	552	
経常利益		9,319
特別利益		63
固定資産処分益	63	
特別損失		94
固定資産処分損失	30	
減損損失	63	
税金等調整前当期純利益		9,288
法人税、住民税及び事業税	1,560	
法人税等調整額	439	
法人税等合計		1,999
当期純利益		7,288
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		7,285

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 四国銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真 敏
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社四国銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第210期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあるかと判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 四国銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真 敏
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社四国銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社四国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

当監査法人の監査に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第210期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社 四国銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	熊 沢 慎一郎
監査等委員	濱 田 正 博
監査等委員	稲 田 知江子
監査等委員	金 本 康
監査等委員	酒 井 俊 和

(注) 監査等委員 濱田正博、稲田知江子、金本康及び酒井俊和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(ご参考)

第210期末信託財産残高表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	37	金 銭 信 託	37
合 計	37	合 計	37

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産－百万円
3. 元本補填契約のある信託は、2024年3月31日現在取扱っておりません。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当行の株主還元方針は、1株当たり年間35円の安定配当を維持しつつ、経済情勢や財務状況、業績見通し等を勘案した柔軟な株主還元を実施することとしております。

当期末の配当金につきましては、この方針に基づきつつ、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、1株当たり22円50銭とさせていただきますと存じます。

なお、2023年12月にお支払いいたしました中間配当金（1株当たり17円50銭）を含め、この1年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は1株当たり40円となり、前期（2022年度）にくらべ、1株当たり5円の増配となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金22円50銭	総額941,184,698円
--------------------	----------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	5,000,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	5,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位等
1	山元文明 <small>やまもとふみあき</small>	再任 取締役会長
2	小林達司 <small>こばやし たつじ</small>	再任 取締役頭取
3	須賀昌彦 <small>すかまさひこ</small>	再任 常務取締役
4	橋谷正人 <small>はし たにまさ と</small>	再任 常務取締役
5	白石功 <small>しら いし いさお</small>	再任 常務取締役
6	伊東瑞文 <small>いとう みつ ふみ</small>	再任 取締役徳島営業本部長
7	常光憲 <small>つね みつ けん</small>	再任 取締役本店営業部長
8	尾崎嘉則 <small>おざき よし のり</small>	再任 社外 独立役員 取締役

※ 独立役員 …… 東京証券取引所届出独立役員

候補者
番号 1 やまもと ふみ あき
山元 文明 (1954年9月24日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：60,477株

■ 2023年度の取締役会出席状況：100%（15回／15回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 当行入行
1997年7月 当行総合企画部長代理
2006年6月 当行総合管理部長
2010年6月 当行取締役総合企画部長
2014年6月 当行常務取締役
2015年6月 当行専務取締役

2016年4月 当行取締役頭取
2023年6月 当行取締役会長
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

公益社団法人高知法人会会長
一般社団法人高知県法人会連合会会長

■ 取締役候補者とした理由

2010年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2015年6月から専務取締役、2016年4月から取締役頭取、2023年6月からは取締役会長としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 2 こばやし たつ じ
小林 達司 (1960年6月4日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：36,578株

■ 2023年度の取締役会出席状況：100%（15回／15回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当行入行
2003年2月 当行総合企画部長代理
2012年2月 当行総合企画部副部長
2014年6月 当行執行役員総合企画部長
2016年6月 当行取締役総合企画部長

2018年6月 当行常務取締役
2023年6月 当行取締役頭取
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人高知県銀行協会会長

■ 取締役候補者とした理由

2016年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役、2023年6月からは取締役頭取としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 **3** ^{す か} 須賀 ^{まさ ひこ} 昌彦 (1962年9月17日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：25,984株

■ 2023年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2015年6月	当行執行役員東京支店長
2007年2月	当行丸亀南支店長	2017年6月	当行執行役員神戸支店長
2008年7月	当行徳島中央支店長	2019年4月	当行執行役員徳島営業本部長
2012年2月	当行広島支店長	2019年6月	当行取締役徳島営業本部長
2014年6月	当行東京支店長	2022年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2019年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2022年6月から常務取締役をつとめ、審査部門、市場部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 **4** ^{はし たに} 橋谷 ^{まさ と} 正人 (1960年12月14日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：21,880株

■ 2023年度の取締役会出席状況：93.3% (14回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2015年6月	当行岡山支店長
2004年7月	当行中村駅前支店長	2017年6月	当行執行役員営業統括部長
2007年2月	当行守口支店長	2020年6月	当行取締役営業統括部長
2010年2月	当行営業統括部長代理	2021年6月	当行取締役本店営業部長
2012年6月	当行丸亀支店長	2023年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2020年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2023年6月から常務取締役をつとめ、人事部門、コンサルティング部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 5 ^{しら いし}白石 ^{いさお}功 (1962年9月13日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：20,369株

■ 2023年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2017年6月	当行東京支店長
2008年7月	当行香長支店長	2018年6月	当行審査部長
2010年6月	当行坂出支店長	2020年6月	当行取締役審査部長
2013年2月	当行尼崎支店長	2022年3月	当行取締役総合企画部長
2015年6月	当行大阪支店長	2023年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2020年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2023年6月から常務取締役をつとめ、企画部門、リスク管理部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 6 ^{い どう}伊東 ^{みつ ふみ}瑞文 (1967年11月8日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：8,644株

■ 2023年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行	2018年6月	当行総合企画部長
2009年8月	当行お客さまサポート部長代理	2020年3月	当行中村支店長
2014年6月	当行お客さまサポート部長	2021年4月	当行中村支店長兼入野出張所長
2016年4月	当行法人サポート部長	2022年6月	当行取締役徳島営業本部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業、コンサルティング、企画業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2022年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 7 つね みつ けん 常光 憲 (1969年3月24日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：6,029株

■ 2023年度の取締役会出席状況：100%（11回／11回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行	2018年6月	当行法人サポート部長
2012年2月	当行人事部長代理	2019年4月	当行コンサルティング部長
2016年9月	当行桂浜通支店長	2023年6月	当行取締役本店営業部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業、人事、コンサルティング業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2023年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

8

お ざき
尾崎よし のり
嘉則

(1953年1月13日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数：11,548株

■ 2023年度の取締役会出席状況：100%（15回／15回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	安田生命保険相互会社入社	2015年6月	当行取締役（現職）
2000年4月	同社企業金融部部长	2017年3月	明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長退任
2004年1月	（合併により明治安田生命保険 相互会社に改称）	2017年4月	明治安田生命保険相互会社顧問
2005年7月	同社取締役融資部長	2018年3月	明治安田生命保険相互会社顧問退任
2008年4月	同社常務執行役	2018年5月	学校法人安田学園教育会理事長
2011年4月	同社専務執行役	2024年3月	学校法人安田学園教育会理事長退任 現在に至る
2012年7月	同社取締役執行役副社長		
2014年7月	明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2015年6月から当行の社外取締役就任。以来、企業経営者としての豊富な経験及び見識を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬、その他コーポレートガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行うガバナンス委員会の議長として、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、監督機能の強化に貢献しています。企業経営経験者としての知見や経験を反映していただくことで、当行の持続的成長と企業価値の向上が期待できることから、社外取締役候補者としたものであります。

なお、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

注1. 取締役候補者と当行との間における特別な利害関係は次のとおりであります。

- (1) 須賀昌彦氏と当行の間には、通常の融資取引があります。
- (2) その他の取締役候補者と当行の間には、特別な利害関係はありません。
2. 尾崎嘉則氏は社外取締役候補者であります。
3. 尾崎嘉則氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 尾崎嘉則氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。
5. 当行は、尾崎嘉則氏との間に、会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、当行と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。
6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者になっており、本議案が原案通り承認可決され、各候補者が当行の取締役に就任した場合、各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。又、任期中途において、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位等
1	にし むら じゅん こ 西 村 純 子	新任 総合管理部長
2	いな だ ちえ こ 稲 田 知江子	再任 社外 独立役員 監査等委員である取締役
3	かな もと やすし 金 本 康	再任 社外 独立役員 監査等委員である取締役
4	さか い とし かず 酒 井 俊 和	再任 社外 独立役員 監査等委員である取締役

※ 独立役員 …… 東京証券取引所届出独立役員

候補者
番号 **1** にし むら じゅん こ
西村 純子 (1967年6月17日生)

新任

- 所有する当行株式の数：2,503株
- 2023年度の取締役会出席状況： —
- 2023年度の監査等委員会出席状況： —
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2018年6月	当行地域振興部長
2014年9月	当行宝町支店長	2021年6月	当行総合管理部長
2016年9月	当行県庁支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

1988年より、当行の一員として営業、地域振興、リスク管理部門等に携わった豊富な業務経験を有しており、当行の業務に精通しています。その豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督を担うことができることから、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 **2** いな だ ち え こ
稲田 知江子 (1972年12月16日生)

再任

社外取締役

独立役員

- 所有する当行株式の数：4,627株
- 2023年度の取締役会出席状況： 100% (15回/15回)
- 2023年度の監査等委員会出席状況： 100% (15回/15回)
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月	高知弁護士会へ弁護士登録（現職）	2015年4月	日本弁護士会連合会会長特別補佐
1998年10月	高知県公文書開示審査会委員	2015年4月	四国弁護士連合会常務理事
2003年7月	高知県採用委員会委員（現職）	2017年6月	当行取締役
2003年8月	高知県個人情報保護制度委員会委員	2018年6月	当行社外取締役監査等委員（現職）
2009年4月	高知県事業審査アドバイザー（現職）	2020年6月	ひいらぎ法律事務所開業（現職）
2011年10月	国有財産四国地方審議会委員		現在に至る
2014年4月	高知弁護士会会長		

■ 重要な兼職の状況

弁護士（ひいらぎ法律事務所）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2017年6月、当行の社外取締役就任。2018年6月から社外取締役監査等委員就任。以来、弁護士としての豊富な知識と経験、高い見識に基づく視点から、取締役の職務執行の監査・監督など職務・職責を適切に果たしています。また、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬、その他コーポレートガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行うガバナンス委員会の委員として、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、監督機能の強化に貢献しています。引き続き弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、独立した立場から中立的・客観的な視点で監査・監督機能を果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

候補者
番号 **3** かなもと やすし
金本 康 (1961年7月25日生)

再任

社外取締役

独立役員

- 所有する当行株式の数：1,312株
- 2023年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)
- 2023年度の監査等委員会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 金本会計事務所入所
 2003年3月 税理士登録
 2012年1月 金本康税理士事務所開業（現職）
 2015年10月 一般社団法人 日税連税法データベース データベース部委員
 2017年6月 四国税理士会常務理事
 日本税理士会連合会情報システム委員会委員

2019年6月 四国税理士会高知支部支部長
 2020年6月 当行社外取締役監査等委員（現職）
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

税理士（金本康税理士事務所）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2020年6月から当行の社外取締役監査等委員就任。以来、税理士としての豊富な知識と経験、高い見識に基づく視点から、取締役の職務執行の監査・監督など職務・職責を適切に果たしています。また、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬、その他コーポレートガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行うガバナンス委員会の委員として、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、監督機能の強化に貢献しています。引き続き税理士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、独立した立場から中立的・客観的な視点で監査・監督機能を果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

候補者
番号 **4** さか い とし かず
酒井 俊和 (1970年9月17日生)

再任

社外取締役

独立役員

- 所有する当行株式の数：1,648株
- 2023年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)
- 2023年度の監査等委員会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月	東京弁護士会へ弁護士登録（現職）	2020年3月	ウィザーズ弁護士法人スペシャルカウンセラー
2015年4月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 所スペシャルカウンセラー	2020年6月	当行社外取締役監査等委員（現職）
2017年11月	一般社団法人日本CFA協会監事	2021年8月	弁護士法人キャストグローバルパートナー（現職）
2019年9月	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 オブカウンセラー		現在に至る
2020年2月	株式会社病理学アソシエイツ法務部長（現職）		

■ 重要な兼職の状況

弁護士（弁護士法人キャストグローバル）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2020年6月から当行の社外取締役監査等委員就任。以来、弁護士としての豊富な知識と経験、高い見識に基づく視点から、取締役の職務執行の監査・監督など職務・職責を適切に果たしています。また、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬、その他コーポレートガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行うガバナンス委員会の委員として、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、監督機能の強化に貢献しています。引き続き弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、独立した立場から中立的・客観的な視点で監査・監督機能を果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

- 注1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
- 注2. 稲田知江子、金本康、酒井俊和の3氏は社外取締役候補者であります。
- 注3. 稲田知江子、金本康、酒井俊和の3氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はございませんが、上記「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- 注4. 稲田知江子、金本康、酒井俊和の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- 注5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 - (1) 稲田知江子氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年、そのうち監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、6年となります。
 - (2) 金本康、酒井俊和の両氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、両氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年となります。
- 注6. 当行は、稲田知江子、金本康、酒井俊和の3氏との間に、会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合、当行と3氏の間で当該契約を継続する予定であります。西村純子氏が選任された場合、当行は同氏との間で、同様に責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。
- 注7. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者になっており、本議案が原案通り承認可決され、各候補者が当行の取締役に就任した場合、各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。又、任期中において、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

取締役候補者の専門性と経験は、以下のとおりであります。

氏名		企業経営	人事マネジメント	デジタル戦略	コンサルティング/地方創生	市場運用	リスクマネジメント	財務・会計	法律
監査等委員でない取締役	山元 文明	○	○	○		○	○	○	
	小林 達司	○	○	○		○	○	○	
	須賀 昌彦			○	○	○			
	橋谷 正人		○		○				
	白石 功	○			○		○	○	
	伊東 瑞文	○			○			○	
	常光 憲		○		○				
尾崎 嘉則	社外	○	○			○	○		
監査等委員である取締役	西村 純子	新任			○		○		
	稲田 知江子	社外							○
	金本 康	社外						○	
	酒井 俊和	社外							○

※上記は、各人の有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

スキルの定義

■企業運営に必要な基本的なスキル

スキル	スキル定義
企業経営	企業統治及び中長期な経営戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
財務・会計	財務・会計に関する知識・経験を有している。
法律	法務に関する高度な専門性を有している。

■中期経営計画を実現するために必要なスキル

スキル	スキル定義
人事マネジメント	多様な人財が活躍できる仕組みの整備や適正な人事・労務管理を行うための知識・経験を有している。
デジタル戦略	デジタルを活用した業務改革やビジネス戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
コンサルティング/地方創生	お客さまや地域の課題解決に向けた事業戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
市場運用	中長期的な企業価値の向上に資する運用戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
リスクマネジメント	当行に存在するリスクを適切に管理・運営するための知識・経験を有している。

株主提案

第4号議案から第8号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、310個であります。

議案の「提案理由」は、一部個人名を仮名で表示したほか、形式的な修正を除き、誤字・脱字及び事実認識を含め提案株主から提出されたものを原文のまま記載しています。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案内容

定款一部変更ROEの6%達成

2. 提案理由

1 四国銀行のROEは現在3.6%で推移している。企業がROEを高める為に数々の努力が必要である。

①収益の拡大化（効果的なマーケティング戦略）

②コスト削減（経費の見直し、労働力の配置等）

③資本効率の向上・改善

④株主の利益最大化・株主の利益を示す指標の向上・株主還元策の策定

四国内4行で規模的には四銀は最下位である。しかし、純利益380億円到達などと氣勢を上げる「いよぎんホールディングス」に対して配当金では負けていない。株主不満足な会社名「いよぎんホールディングス」である。通期配当金は30円と純利益380億円とは不釣り合いな企業が松山に存在する。四銀は上記項目を真剣に取り組みれば6%のROE達成は可能である。

第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当行は、2023年度からスタートした「中期経営計画2023」において、収益の拡大やコスト削減等につながる戦略目標を掲げたうえで、中期経営計画の最終年度である2025年度の当期純利益やROE（株主資本ベース）等に数値目標を設定し、各施策に取り組んでおります。

また、資本コストや株価を意識した経営を実現するため、企業価値向上に向けた方針・目標を2023年11月に公表し、収益性・資本効率の向上、市場評価を高めるIR活動、株主還元の実施を掲げて取り組んでおります。

このように、当行はROE向上に向けた業務運営を行っておりますが、株式会社の根本規範である定款に経営指標等の個別目標を記載することは、業務執行の機動性や柔軟性を損なうおそれがあるため、適切ではないと考えます。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）解任の件

1. 提案内容

代表取締役会長 山元文明氏を解任する。

2. 提案理由

1 本年で提案権行使は10回。総括する。四銀は地域金融機関として県との結びつきは強い。特に闘犬センターの株主代表訴訟は取締役の監視義務を怠ったとして、最高裁は取締役の善管注意義務違反を指摘。負債額17億円超え。また暴力団問題で土佐電の四銀OBで元社長A氏。元会長B氏の解任で県補助金凍結。大混乱を招致したうえ経営安定の為、四銀OB C氏が鳴り物入りで参加。

しかし、同氏は1株の株券も所有せず、専務に就任し代表権もとらず最後は旧土電株主の株券を紙くず化したうえ特別清算で、とさでん交通へ移動。しかし、経営は悪化「減便に次ぐ減便」で利便性を欠き県民の足は細るばかり。

尾崎正直前知事の「県交と土電」統合構想は失政である。県民負担は増すばかり。元社長D氏・元専務C氏は高額報酬を貰いながら結果は出ず。2氏は一定のめどがついたと退職。四銀の体質は10年変わらず。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）解任の件

1. 提案内容
務取締役 須賀昌彦氏を解任する。
2. 提案理由
 - 1 株主は思う、四銀の県外貸付審査は非常に脇が甘い。昨年発覚した県外企業「宇和特紙の件」四銀被害額69,424千円・四国総合リース（株）の被害額23,084千円となった。また2023年11月21日に発覚した兵庫県西宮市の元社長らの詐欺事件では融資金4000万円をだまし取られた。これらすべて刑事事件に発展。悪徳企業から狙われた融資である。株主は思う、四銀の県外情報不足が原因。県外支店長の権限を拡大せず決済対応が可能な範囲に縮小すべき。行員能力も向上すべきである。
とさでん交通の経営透明化は旧土電と比べ決算資料は豊富でない。とさでん交通は県・市町村が株主。県民の血税10億円を投入し発足し、当初構造改革費用で約2億1300万円の特別損失を計上。これに関し未だ明確な説明と資料開示なし。
四銀は旧土電問題で約28億円（6行総額）の債権放棄をし、新会社とさでん交通が誕生した。だが負債額は膨らむ一方。放棄した意味がない。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）解任の件

1. 提案内容
締役本店営業部長 橋谷正人氏を解任する。
2. 提案理由
橋谷正人氏はコンサルティング地方創成が得意と明示している。しかし、高知県は産業が乏しく愛媛県と比べても工業力は雲泥の差である。
私はこんな話を聞いたことがある。伊野町周辺は四国銀行より百十四銀行との取引が多いと聞いた。高知県内なのに不思議な話である。
その歴史は伊野町製紙業界が不況になった時。取引銀行が一変したらしい。製紙業界が不況に陥った時、百十四銀行が製糸業者に一番支援を差し伸べたと聞く。その影響か百十四銀行の支店はかつて「伊野町と高知市」に2店舗であった。昔から「銀行は雨が降るとき傘は貸さず、天気になれば傘を貸す」とのざれ言葉がある。2023年9月25日株式会社近澤製紙所が負債額27億円で自己破産し「紙の町」伊野町に衝撃が走った。

産業とは育てるものである。株主は思う。橋谷正人氏はコンサルティング地方創成が得意と明示しているが疑問が残る。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）解任の件

1. 提案内容

取締役総合企画部長 白石 功氏を解任する。

2. 提案理由

白石 功氏はコンサルティング地方創成が得意と明示している。かつて徳島県では（株）阿波商業銀行と言う銀行が存在していた。現在（株）阿波銀行である。四国銀行は平成9年頃まで徳島県内では阿波銀行をしのぐ勢力を誇っていた。また指定金融機関も務めていた。

四銀はかつて四国内で伊予銀行と勢力を二分する勢いであった。しかし、現在は四国内地銀4行内の力関係は最下位の地位に甘んじている。四国銀行と言う名前に相応しくない勢いである。

公的資金150億円を前倒して完済した高知銀行。しかし、県内外の金融機関と企業27社を引受先とする68億円の第三者割当による増資をした。その高銀と四銀の株価はあまり変わらない。不思議な銀行である。

最高裁で個人に敗訴し、四国内の勢力が今は懐かしい昔話では困る。「コンサルティング地方創成」が得意と明示する取締役総合企画部長 白石 功氏に言いたい。あらゆる点を検証すべきである。

第5号議案から第8号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

取締役会長 山元文明、常務取締役 須賀昌彦、常務取締役 橋谷正人、常務取締役 白石功の4氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当行グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

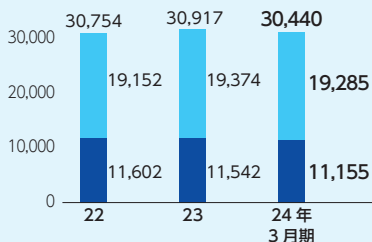
以上

財務ハイライト

■ 預金等残高 (譲渡性預金含む)

■ 法人預金等 ■ 個人預金

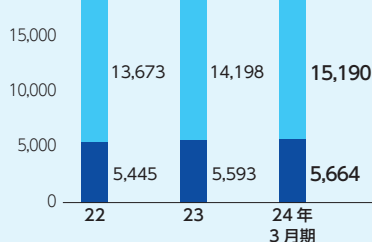
(億円)
40,000



■ 貸出金残高

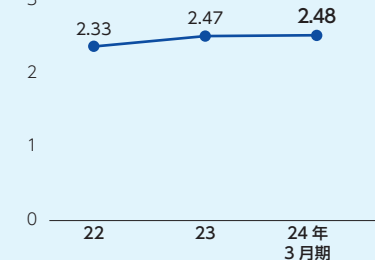
■ 中堅・大企業・地方公共団体 ■ 中小企業等貸出金(個人含む)

(億円)
20,000



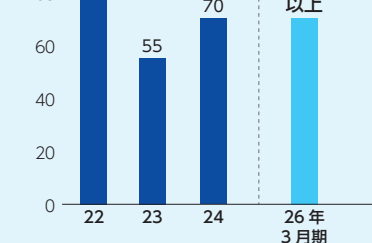
■ 不良債権比率

(%)



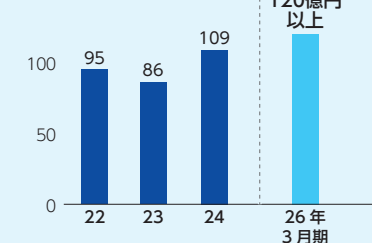
■ 当期純利益

(億円)



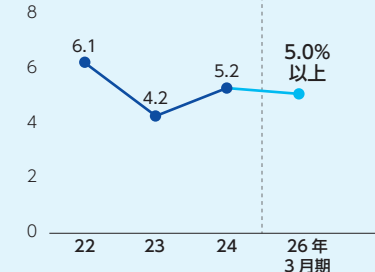
■ コア業務純益 (投資信託解約益を除く)

(億円)



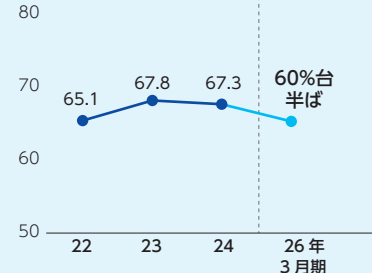
■ ROE (株主資本ベース)

(%)



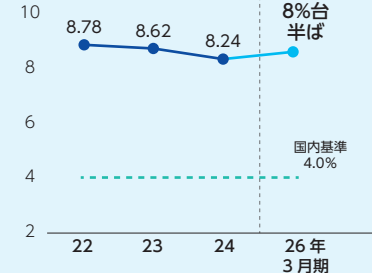
■ OHR (コア業務粗利益ベース)

(%)



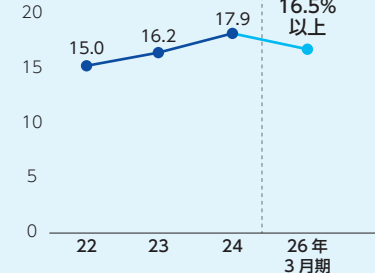
■ 自己資本比率

(%)



■ 非金利収益比率

(%)

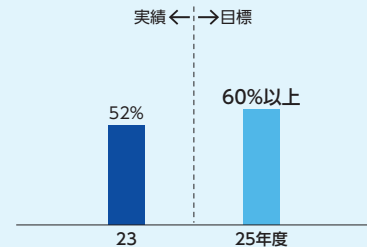


非財務ハイライト

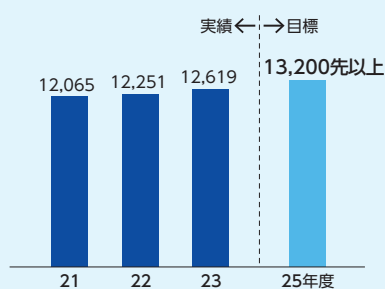
中期経営計画2023の数値目標

お客様の企業価値の向上

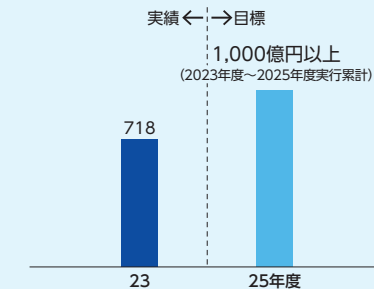
企業価値が増加した融資取引先の割合
(2023年3月末基準との比較)



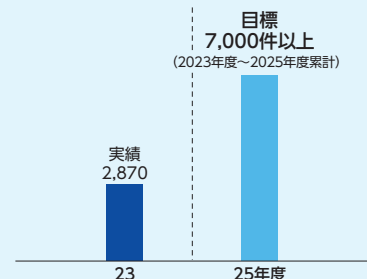
事業所融資先数



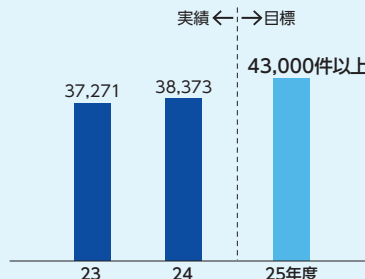
サステナブルファイナンス実行額



事業承継・M&A支援件数

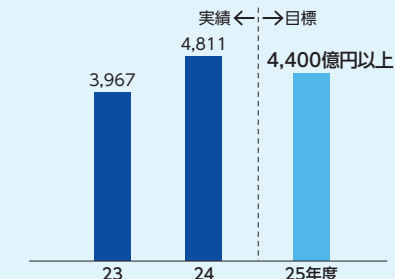


証券口座数



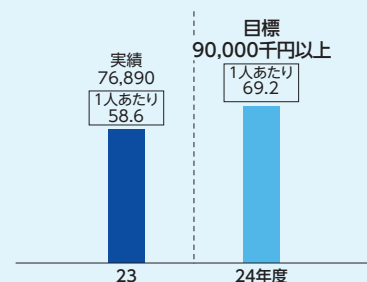
預り資産等残高

※株式、円建債券(個人向け国債含む)、外国債券、投資信託、ファンドラップ、生命保険の合計残高

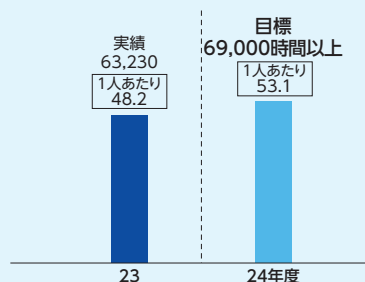


当行の事業活動を支える人的資本強化への取組み

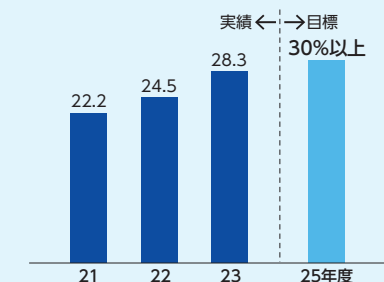
人材育成投資額



研修時間



監督職以上に占める女性比率



株主総会会場ご案内図

高知市南はりまや町一丁目1番1号

四国銀行 本店 5階 大会議室 電話：088-823-2111 (代表)



交通の
ご案内



とさでん交通

はりまや橋駅 徒歩すぐ



JR

高知駅より 徒歩約10分

駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。